

研究費及び研究活動等の規定等

(平成 30年 5 月 21 日改訂)

1. 研究活動の不正防止に関する規程	2 頁
2. 研究活動の不正防止計画	10 頁
3. 研究費の不正使用の防止等に関する規程	12 頁
4. 学内監査マニュアル	22 頁



環太平洋大学短期大学部 研究活動の不正防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、環太平洋大学短期大学部（以下「本学」という）における研究活動の不正行為防止および不正行為が生じた場合の適切かつ迅速な対処に関して必要な事項を定め、もって、本学における公正かつ透明性のある研究活動を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、不正行為とは、研究成果の作成および報告の過程において、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料、機器または過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を、当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。
- (4) 全各号に掲げる行為の証拠隠滅または立証妨害（追試または再現を行うために不可欠な実験記録等の資料または実験試料の隠蔽、廃棄および未整備を含む）。

(対象とする研究活動)

第3条 この規程で対象とする研究活動は、文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人その他これに準ずる機関から配分される競争的資金、私学助成等の基盤的経費により行われる研究活動の他、他府県または企業からの受託研究等による研究活動など研究資金のいかんを問わず、あらゆる研究活動とする。

(対象者)

第4条 この規程で対象となる者は、職員や学部学生、本学において研究を行うすべての者（本学の職員と共同で研究活動を行う研究員等、専ら本学の施設・設備を利用して本学で研究活動を行う者を含む）（以下「研究者等」という）とする。

- 2 不正行為の通報・調査等に関しては、研究者等であった者（通報され事案に係る研究が本学に所属していた際に行われていた者に限る、以下同じ）を含むものとする。

(研究者等の責務)

第5条 研究者等は、不正行為やその他不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究者倫理または研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、事件データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(研究倫理最高管理責任者)

第6条 本学における研究活動の管理・運営に関する研究倫理最高管理責任者は学長とす

る。

2 研究倫理最高管理責任者は、第2条に定める不正行為に対応するものとする。

(研究倫理教育)

第7条 研究倫理最高管理責任者は、本学の研究者等に対する定期的な研究倫理に関する教育、啓発等研究者倫理の向上および不正行為の防止に係る教育のために必要な措置を講じるものとする。

2 研究者等は、研究活動に係る関連諸法規および本学諸規定並びに研究費の執行ルール等について習熟するため、研究倫理教育を受けなければならない。実施に当たっては、次の内容を修得・習熟させるものとする。

- (1) 研究者の基本的責任
- (2) 研究活動に対する姿勢等の研究者の行動規範
- (3) 研究分野の特性に応じて研究データとなる実験・観察ノート等の記録媒体の作成(作成方法等を含む)・保管や実験試料・試薬の保存等
- (4) 論文作成の際の各研究者間における役割分担・責任関係の明確化
- (5) その他、研究活動に関して守るべき作法についての知識や技術
- (6) 産学官連携に伴う、利益相反の考え方や守秘義務

3 研究倫理最高管理責任者は、諸外国や民間企業からの研究者や留学生等が本学において一時的に共同研究を行う場合も、研究倫理教育を受講できるよう配慮しなければならない。

4 研究者等は、研究活動に係る関連諸法規および本学諸規程の内容を遵守し、不正行為を行わないことを誓約した誓約書を研究倫理最高管理責任者に提出しなければならない。なお、誓約書の書式等は、別に定める。

5 誓約書を提出しない研究者等は、研究費等の申請並びに運営および管理に携わることができないものとする。

(通報窓口)

第8条 研究倫理最高管理責任者の下に、本学に不正行為に関する通報または相談を受けられる通報窓口を設置する。

2 通報窓口の業務は事務室長が行う。

3 第1項に定める通報窓口への通報の方法その他必要な事項について、学内外に広く周知する。

(通報の方法)

第9条 通報は、書面、電子メール、ファックス、電話または面談により行うものとする。

2 前項の通報は、原則として顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者等またはグループ等、不正行為の態様等、事案の内容等が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているものを受け付けるものとする。

3 匿名による通報があった場合は、その内容に応じ、顕名の通報に準じた取扱いをすることができるものとする。

4 書面による通報など、通報窓口が受付けたか否かを通報者が知り得ない方法による通報がなされた場合は、事務室長は通報者(匿名の通報者を除く。ただし、調査結果が出る前に通報者の氏名が判明した後は顕名による通報者として取り扱う。以下同じ。)に、

通報を受付けたことを通知する。

(通報の取扱い)

第10条 事務室長は、前条第1項の通報を受付けたときは、速やかに研究倫理最高管理責任者に報告するものとする。

2 新聞等の報道機関、研究者コミュニティまたはインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（不正行為を行ったとする研究者または研究グループ等の氏名または名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る）で研究倫理最高管理責任者が確認し必要と認めた場合、通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。

3 被通報者が他機関で行った研究活動に係る通報である場合、または被通報者が他機関にも所属している場合は、当該事案の取扱い等必要な事項を他機関と協議する。

4 研究倫理最高管理責任者は、他機関から通報の通知等を受けた場合は、通報があった場合に準じ、必要な措置をとるものとする。

(通報者、被通報者等への配慮)

第11条 通報者は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に、解雇、降格、減給その他の不利益な取扱いを受けない。

2 被通報者は、相当の理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者の研究活動を部分的または全面的禁止、解雇、降格、減給その他の不利益な取扱いを受けない。

3 調査協力者等は、不利益を受けることがないよう十分に配慮されなければならない。

(通報の相談)

第12条 不正行為の疑いがあると思料する者で、通報の是非や手続きについて疑問がある者は、通報窓口に対して相談することができる。

2 通報窓口の担当者は、通報の意思を明示しない相談については、その内容に応じて、内容を確認、精査し、相当の理由があると認めるときは、相談者に対して通報の意思があるか否か確認するものとする。

3 通報窓口の担当者は、不正行為が行われようとしている、または不正行為を求められているという通報については、研究倫理最高管理責任者に報告するものとする。

4 研究倫理最高管理責任者は、前項の報告があったときは、その内容を確認し、相当の理由があると認められたときは、その報告内容に係る者に警告を発するものとする。

(予備調査)

第13条 研究倫理最高管理責任者は、第14条第1項の報告を受けたときは、次の各号に定める事項について、予備調査を実施するものとする。

- (1) 通報された不正行為が行われた可能性
- (2) 通報の際に示された科学的理由の倫理性
- (3) その他の必要と認める事項

2 通報がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた通報について予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯および事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

3 研究倫理最高管理責任者は、予備調査の適正、かつ、迅速な実施を確保するため、証

拠となるべき資料（以下「証拠資料」という。）の保全その他必要な措置をとるものとする。

4 予備調査は、研究倫理最高管理責任者が指名する教員2名により実施する。

5 予備調査を行った者は、調査が終了したとき、当該調査結果を研究倫理最高管理責任者に報告するものとする。

（本調査）

第14条 研究倫理最高管理責任者は、前条第5項の報告に基づき、本格的な調査（以下「本調査」という。）実施の要否について、特段の事情がない限り通報を受けた日から30日以内に決定する。

2 研究倫理最高管理責任者は、本調査の実施を決定したときは、通報者および被通報者に本調査の実施を通知し、協力を求めるものとする。なお、被通報者が他機関に所属する場合は、当該他機関の長にも通知するものとする。

3 前項に定めるもののほか、当該通報に係る研究活動が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関等および関係省庁に対して本調査の実施を報告するものとする。

4 本調査は、予備調査の結果報告書の精査、証拠資料および必要に応じて収集した関係資料の調査並びに通報者、被通報者および関係者（以下「関係者等」という）からの事情聴取その他適切な方法により行うものとする。

5 研究倫理最高管理責任者は、本調査を実施しないと決定した場合は、その理由を付して通報者に通知する。この場合において研究倫理最高管理責任者は、予備調査の結果を通報者または配分機関等および関係省庁の求めに応じ開示するものとする。

（調査委員会）

第15条 研究倫理最高管理責任者は、本調査を適正、かつ、迅速に実施するため、本学外の当該研究分野の研究者等外部有識者を含む調査委員会を設置する。

2 調査委員の半数以上は外部有識者で構成し、通報者および被通報者と直接の利害関係を有していない者のうち、研究倫理最高管理責任者が指名した者とする。

3 調査委員会に委員長を置き、研究倫理最高管理責任者が指名する者をもって充てる。

4 調査委員会を設置したときは、研究倫理最高管理責任者は、調査委員の氏名および所属を通報者または被通報者に通知するものとする。

5 前項の調査委員について、通報者および被通報者は、通知を受けた日から起算して7日以内に研究倫理最高管理責任者へ異議申立てをすることができる。

6 前項の異議申立てがあったときは、研究倫理最高管理責任者は、内容を審査し、その内容が妥当であると判断した場合は、当該異議申立てにかかる調査委員を交代させる。ただし、交代した場合の新たな異議申し立ては認めない。当該異議申立てにより調査委員を交代させた場合、その旨を通報者および被通報者に通知する。なお、当該異議申立てを却下するときは、理由を付して通報者および被通報者に通知する。

7 関係者等は、調査委員会の調査に対しては、誠実に協力しなければならない。

（本調査の方法）

第16条 調査委員会の調査は、特段の事情がない限り、本調査の実施決定日から30日以内に開始する。

- 2 調査は、通報された事案にかかる研究活動に関する論文、各種計測データ等を記録した紙および電子媒体、実験・観察ノート、その他資料の精査および関係者からの聴取等により行う。
- 3 調査委員会は、被通報者に対し、書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、通報された事案にかかる研究活動に関して、証拠資料の保全その他必要な措置をとるものとする。
- 5 調査において、調査委員会が再実験等により再現性を示すことを被通報者に求める場合、または被通報者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認めた場合、被通報者は、それに要する期間および機会（機器、経費等を含む）に関し合理的に必要と判断する範囲内において、調査委員会の指導・監督のもとで再現実験を行うものとする。
- 6 調査委員会は、通報された事案にかかる研究活動のほか、調査に関連した被通報者の他の研究活動も調査の対象に含めることができる。

（調査の中間報告）

第17条 研究倫理最高管理責任者は、通報された事案にかかる研究活動の予算の配分または措置をした配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。

（調査結果の報告）

第18条 調査委員会は、特段の事情がない限り本調査の開始日から150日以内に、次の各号に定める事項の認定を行うとともに、当該調査の結果をまとめ、研究倫理最高管理責任者に報告する。

- (1) 特定不正行為が行われた否か。
 - (2) 特定不正行為と認定された場合はその内容。
 - (3) 特定不正行為に関与した者とその関与度合い。
 - (4) 特定不正行為に認定された研究活動にかかる論文等の各著者の当該論文等および当該研究活動における役割。
 - (5) 特定不正行為が行われなかったと認定したときは、同時に、被通報者を陥れるためまたは被通報者が行う研究を妨害するため等専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思（以下「悪意」という。）に基づくものであるか否かも認定する。
- 2 前項第5号の認定を行うにあたっては、通報者に書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。

（調査結果の通知等）

第19条 研究倫理最高管理責任者は、前条の報告を受けたときは、調査結果を速やかに通報者および被通報者（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む、以下同じ）に通知し、被通報者が他機関に所属している場合にあっては、当該機関の長に通知する。なお、当該事案が悪意に基づく通報と認定され、かつ、当該通報者が他機関に所属するときは、当該通報者の所属機関の長に調査結果を通知する。

- 2 前項に定めるもののほか、研究倫理最高管理責任者は、当該事案に係る研究活動が他

機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関等および関係省庁に対し調査結果を報告するものとする。

(不服申立て)

第20条 不正行為を行ったと認定された被通報者は、通知を受けた日から起算して10日以内に、研究倫理最高管理責任者に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 研究倫理最高管理責任者は、被通報者から不正行為の認定にかかる不服申立てがあったときは、通報者に通知のうえ、その事案にかかる配分機関等および関係省庁に報告する。

3 通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む）は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。

4 悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあった場合、研究倫理最高管理責任者は、通報者が所属する機関および被通報者に通知する。加えて、研究倫理最高管理責任者は、その事案にかかる配分機関等および関係省庁に報告する。

(不服審査等)

第21条 不服申立ての審査は調査委員会が行うものとする。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、研究倫理最高管理責任者は、調査委員の交代若しくは追加、または調査委員会に代えて他の者に審査させるものとする。

2 不正行為があったと認定された場合にかかる被通報者による不服申立てについて、調査委員会（前項の調査委員会に代わるものを含む、以下本条において同じ）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。

3 調査委員会において、当該事案の再調査を行うまでもなく不服申立てを却下すべきと決定した場合には、直ちに研究倫理最高管理責任者に報告し、研究倫理最高管理責任者は被通報者に当該決定を通知する。この場合において、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、研究倫理最高管理責任者は、以後の不服申立てを受け付けないものとする。

4 不正行為があったと認定された場合にかかる被通報者による不服申立てについて、再調査を行うと決定した場合は、調査委員会は被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて再調査に協力することを求めるものとする。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、調査を打ち切ることができる。なお、その場合には、直ちに研究倫理最高管理責任者に報告し、研究倫理最高管理責任者は被通報者に当該決定を通知する。

5 調査委員会は、不正行為があったと認定された場合にかかる被通報者による不服申立てについて、再調査を開始した場合、特段の事情がない限り、再調査の開始後50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに研究倫理最高管理責任者に報告する。研究倫理最高管理責任者は、当該結果を被通報者、被通報者が所属する機関および通報者に通知するとともに、その事案にかかる配分機関等および関係省庁に報告する。

6 通報が悪意に基づくものと認定された通報者からの不服申立てについては、申立てから30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに研究倫理最高管理責任者に報告する。研究倫理最高管理責任者は、当該結果を通報者、通報者が所属する機関および被通報者に通知するとともに、その事案にかかる配分機関等および関係省庁に報告する。

7 再調査結果に対する不服申立ては受け付けない。

(調査結果の公表)

第22条 研究倫理最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があったときは、速やかに調査結果を公表する。

2 前項の公表における公表内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

3 前項の規定にかかわらず、不正行為があったと認定された論文等が、通報がなされる前に取り下げられていたときは、当該特定不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

4 不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被通報者の名誉を回復する必要があると認められた場合、調査事案が外部に漏洩していた場合または論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

5 前項ただし書きの公表における公表内容は、不正行為がなかったこと、論文等に故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被通報者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

6 研究倫理最高管理責任者は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合には、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(本調査中における一時的措置)

第23条 研究倫理最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して通報された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

2 研究倫理最高管理責任者は、資金配分機関から、被通報者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第24条 研究倫理最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者、不正行為が認定された論文等の内容について重大な責任を負う者として認定された者、および研究費の全部または一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という）が本学に所属するときは、当該被認定者に対し、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第25条 研究倫理最高管理責任者は、被認定者に対して、不正行為と認定された論文等の

取下げ、訂正またはその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を研究倫理最高管理責任者に行わなければならない。

3 研究倫理最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第26条 研究倫理最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定された場合、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後または不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

(懲戒処分等)

第27条 研究倫理最高管理責任者は、被認定者および通報が悪意に基づくものと認定された通報者に対しては、本学関係規定に基づき懲戒処分等を行うことができる。

(是正措置等)

第28条 本調査の結果、不正行為が行われたものと認定された場合には、研究倫理最高管理責任者は、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

2 研究倫理最高管理責任者は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を当該配分機関等および関係省庁に報告する。

(守秘義務)

第29条 この規定に基づき特定不正行為の調査等に関わった者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(ガイドライン)

第30条 この規程に定めのない事項は、ガイドラインおよび関連する文部科学省通達に則り取扱う。

(改廃)

第31条 この規程の改廃は、教育経営会議の議を参考にして、学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

環太平洋大学短期大学部 研究活動の不正防止計画

平成29年2月14日
研究倫理最高責任者

環太平洋大学短期大学部（以下「本学」という。）においては、「環太平洋大学短期大学部 研究活動の不正防止に関わる規程」に基づき、「環太平洋大学短期大学部 研究活動の不正防止計画」を以下の通り定める。

1. 研究活動の不正防止に向けた管理運営体制の明確化

本学における研究活動の不正防止に向けた管理・運営に関する研究倫理最高管理責任者は学長とする。

2. 研究活動に関わる不正行為の明確化

本学における「研究活動に係る不正行為」とは、研究の申請、実施、報告又は審査において、次に掲げる行為及びそれらに助力することをいう。

- (1) ねつ造：研究者等が調査や実験等を行わなかった、又は調査や実験を行ったが資料・情報・データ等を取得できなかったにも関わらず、恣意的に研究結果の一部又は全部を作成すること。
- (2) 改ざん：研究者等が行った調査や実験等を通じて得た資料・情報・データ等を、根拠なく修正又は削除すること。
- (3) 盗用：他者の未公開のアイデア、分析・解析方法、データを当該研究者の了解なく使用すること。あるいは他者の研究結果・論文又は用語を使用しプライオリティを主張すること。また適切な手続きと表示を行わずに使用すること。
- (4) 法令、又は環太平洋大学が定める研究に係る諸規程等に違反すること。
- (5) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証の妨害行為をすること。

3. 研究倫理教育の実施

本学においては、研究倫理最高管理責任者が、本学の研究者等に対する定期的な研究倫理に関する教育、啓発等研究倫理の向上および不正行為の防止に係る教育のために必要な措置を講じるものとする。

4. 研究活動の不正防行為を発生させる要因の把握

本学においては、研究倫理最高責任者が中心となって、研究活動における不正行為を未然に防止するために、不正行為の事例や不正行為を発生させる要因を収集・分析し、それに応じた対策を講じる。

5. 不正行為に係る通報の取扱い

- (1) 不正行為等に係る通報については、「環太平洋大学短期大学部 研究活動の不正防止に関する規程」に基づき、適正に取扱うものとする。

(2) 通報の方法と併せて、通報者及び調査協力者を保護するためのルールについても、学内外に周知徹底を図り、その保護に十分に留意する。

6. 不正防止計画の見直し

不正防止計画については、より効果的なものとするために、今後文部科学省等からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考にして、不断の見直しを行うものとする。

環太平洋大学短期大学部 研究費の不正使用の防止等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、環太平洋大学短期大学部（以下「本学」という）における研究活動上の研究費不正使用等の防止および当該不正行為が生じた場合に厳正かつ適切に対応するための措置等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「教職員等」とは、本学に雇用されているすべての者、本学の施設・設備を利用して研究に携わる者および本学の学生（研究生その他本学において修学する者を含む）をいう。

2 この規程において「研究費の不正使用」とは、実態とは異なる謝金または給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他の関係法令、競争的資金などの公募型の研究資金等の配分機関（以下「資金配分機関」という）の定め、学内関係規定等に違反して研究費を使用する行為をいう。ただし、故意または重過失によるものでないことが根拠をもって明らかにされた場合は、不正行為に当たらないものとする。

(最高管理責任者)

第3条 学長は、本学における研究費の運営および管理並びに研究費の不正使用の防止に関し最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という）として、研究費の不正使用が生じた場合には、次条に定める統括管理責任者と連携し、必要な措置を厳正かつ適切に講じなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の責務を遂行するに当たり、必要に応じて統括管理責任者に指示を与えるものとする。

(統括管理責任者)

第4条 本学に、最高管理責任者を補佐し、本学における研究費の運営および管理並びに研究費の不正使用の防止に関し、本学全体を統括する実質的な権限と責任を有する者（以下「統括管理責任者」という）を置き、学長補佐をもってこれに充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 統括管理責任者を補佐し、本学における公的研究費の運営・管理に関わる実務上の責任を負う者としてコンプライアンス推進責任者を置き、学科長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、本学における研究費の適正な運営および管理ならびに研究費の不正使用の防止のために、第6条に規定する不正防止計画に基づき教職員等に対して教育・研修を計画的かつ継続的に行う。

(教職員等の責務)

第6条 教職員等は、研究費を適正に使用するとともに、研究費の不正使用を行ってはならない。

2 教職員等は、この規程に従わなければならない。

3 教職員等は、コンプライアンス推進責任者が実施する研究費の不正使用の防止に関する教育・研修に参加しなければならない。

4 教職員等は、調査への協力要請があった場合は、これに協力しなければならない。

(不正防止計画の策定)

第7条 統括管理責任者は、研究費等の不正使用を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定して、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるために、以下の業務を行う。

- (1) 不正防止計画の企画および立案に関すること。
- (2) 不正防止計画の推進に関すること。
- (3) 不正防止計画に係るガイドラインの策定に関すること。
- (4) 不正防止計画の進捗に関すること。
- (5) 研究費等の不正使用の発生要因に対する改善策に関すること。
- (6) 研究等の使用上の行動規範案の作成に関すること。

(不正防止計画の実施)

第8条 本学の教職員等は、主体的に不正防止計画を実施するとともに、不正使用の防止に関して統括管理責任者と連携および協力するものとする。

(通報窓口)

第9条 本学における研究費の不正使用に関する通報（以下「通報」という）を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という）を事務室に置く。

- 2 通報窓口の業務は事務室長が行う。

(通報体制等の周知)

第10条 統括管理責任者は、通報窓口の名称、場所、連絡先、通報の方法その他必要な事項を本学内外に周知する。

(通報の受付)

第11条 研究費の不正使用の疑いがあると思料する者は、誰でも自身の名を明かすことを前提として通報をすることができる。

- 2 通報の方法は、封書、ファクシミリ、電子メール、電話、面談により、直接通報窓口に行うものとする。
- 3 通報は、原則として、研究費の不正使用を行ったとする教職員等・研究グループ等の氏名または名称、研究費の不正使用の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない。
- 4 通報窓口は、通報を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者に報告するとともに、通報を受け付けた旨を当該通報者に通知する。
- 5 統括管理責任者は、前項の通報を受けたときは、第1項から第3項までの規定による通報の要件の具備を確認の上、速やかに当該通報の内容を最高管理責任者に報告する。
- 6 最高管理責任者は、前項の報告を受けたときは、直ちに、当該通報の受理および当該通報された事案に係る予備調査の実施の要否を統括管理責任者と協議の上、決定する。
- 7 統括管理責任者は、第6項の協議の結果、当該通報を受理しないこととなった場合は、その旨を、理由を付して、当該通報者に通知する。

(匿名通報等の取扱い)

第12条 前条に定めるもののほか、匿名による通報があった場合は、通報内容に応じて、顕名による通報に準じた取扱いをすることができる。

- 2 新聞等の報道機関、学会等の研究者コミュニティその他の機関から研究費の不正使用

の疑いが指摘された場合は、その内容に応じ、顕名による通報に準じて取り扱うものとする。

(秘密保持者)

第13条 通報窓口の担当者は、通報内容および通報者の秘密を守るため、通報を受け付ける場合は、個室での面談または電話若しくは電子メール等を通報窓口の担当職員以外に見聞できないように、適切な方法を講じなければならない。

2 通報窓口の職員およびこの規程に定める業務に携わる者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。教職員等でなくなった後も、同様とする。

3 最高管理責任者は、通報者、当該通報の対象となった教職員等（以下「被通報者」という）、通報内容および調査内容について、調査結果の公表まで、通報者および被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、秘密の保持を徹底しなければならない。

4 統括管理責任者は、通報者および被通報者に通知をするときは、通報者、被通報者および当該調査に協力した者等の人権、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(通報者の保護)

第14条 最高管理責任者は、通報をしたことを理由として、当該通報者の職場環境等が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。

2 教職員等は、通報をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 最高管理責任者は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、環太平洋大学短期大学部職員就業規則（以下「職員就業規則」という）、その他関係諸規程に従って、処分を課すことがある。

(悪意に基づく通報)

第15条 何人も、悪意に基づく通報を行ってはならない。

2 最高管理責任者は、前項の通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づく通報があったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることがある。

(解雇の禁止等)

第16条 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に当該通報者に対して解雇、配置換、懲戒処分、降格、減給等を行ってはならない。

(調査を行う機関)

第17条 本学に所属する教職員等を被通報者として、第10条の通報があった場合、原則として、本学が通報された事案に係る調査を行う。

2 被通報者が複数の研究機関等に所属する場合は、原則として、被通報者が通報された事案に係る研究等を主に行っていた研究機関等を中心に、所属する複数の研究機関等が合同で調査を行うものとする。

(予備調査の実施の要否の決定および通知)

第18条 統括管理責任者は、第10条第7項の規定により、通報された事案に係る予備調査の実施の要否について決定された場合は、当該通報者にその旨通知する。この場合におい

て、予備調査を実施しないときは、その理由を付して通知するものとする。

2 最高管理責任者は、第10条第7項の規定により、予備調査を実施することを決定した場合は、資金配分機関に対して予備調査を実施する旨通知する。この場合において、被通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関に対しても予備調査を実施する旨通知するものとする。

3 最高管理責任者は、研究費の不正使用が行われようとしている、または不正行為を求められているという通報については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、当該通報に係る被通報者に対して研究費の不正使用を行わないよう警告を行うものとする。

(職権による調査)

第19条 最高管理責任者は、通報の有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報が提供され、研究費の不正使用があると疑われる場合は、当該事案に係る予備調査の開始を統括管理責任者に命ずることができる。

(予備調査の実施等)

第20条 統括管理責任者は、第10条第7項の規定により、通報された事案に係る予備調査の実施が決定されたときまたは前条の規定により情報が提供され、予備調査の開始を命ぜられたときは、当該事案に係る予備調査を迅速かつ公正に行う。

2 統括管理責任者は、予備調査を行うため、教職員等その他統括管理者が指名する者からなる調査委員会を設置する。その場合において、調査委員会は、統括管理責任者が指名するものを委員として組織する。

3 調査委員会は、予備調査の対象となる部局に対して関係資料の提出、事実の証明その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、関係者のヒアリングを行い、通報等の内容の合理性、調査可能性等の予備調査を実施する。

4 調査委員会は、通報等がなされる前に取り下げられた論文等に対する予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、研究費の不正使用の問題として本調査すべきものか否かを予備調査し、判断するものとする。

5 統括管理責任者は、通報を受理した日または予備調査を命ぜられた日から起算して概ね30日以内に前2項の予備調査の結果を最高管理責任者に報告する。

(本調査実施の要否の決定および通知)

第21条 最高管理責任者は、前条第5項の報告に基づき、当該事案に係る本調査（以下「本調査」という）を実施するか否かを決定する。

2 最高管理責任者は、前項により本調査を実施することを決定した場合は、資金配分機関に対して本調査を実施する旨を通知する。この場合において、被通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関に対しても本調査を実施する旨通知するものとする。

3 統括管理責任者は、第1項により本調査を実施することが決定された場合は、通報者および被通報者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

4 統括管理責任者は、第1項により本調査を実施しないことが決定された場合は、その理由を付して当該通報者に通知する。

5 統括管理責任者は、本調査を実施しないときは、予備調査に係る資料等を保存するも

のとし、当該資金配分機関または通報者の求めに応じ、開示することができるものとする。

6 本調査は、第1項による本調査の実施の決定された日から起算して概ね30日以内に開始するものとする。

(本調査の実施)

第22条 統括管理責任者は、前条第1項により本調査を実施することが決定された場合は、本調査を行う。

2 統括管理責任者は、本調査を行うため、教職員等その他必要と認められた者からなる調査委員会を設置する。この場合において、調査委員会は、当該通報者および被通報者と直接の利害関係を有せず、かつ当該機関に属さない弁護士、公認会計士等を含まなければならない。

3 調査委員会は、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査、関係者のヒアリング等により本調査を行う。

4 調査委員会は、本調査の実施に当たり、被通報者に対して弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会の本調査に対し、通報者、被通報者、その他当該通報事案に関係する者は誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第23条 本調査の対象は、通報等された事案に係る研究費のほか、調査委員会の判断により本調査に関連した被通報者の他の研究費を含めることができる。

(証拠の保全)

第24条 調査委員会は、本調査に当たって、通報等された事案に係る研究費に関して、証拠となる資料、関係書類等を保全する措置をとる。この場合において、研究等が行われた研究機関等が本学でないときは、調査委員会は、通報等された事案に係る研究費に関して、証拠となる資料、関係書類等を保全する措置をとるように当該研究機関等に依頼するものとする。

2 調査委員会は、証拠となる資料、関係書類等の入手が困難または隠蔽が行われるおそれがある場合には、必要最小限の範囲で通報等された事案に係る研究活動の停止、本調査事項に関連する場所の一時閉鎖または機器・資料の保全措置をとることができる。

3 調査委員会は、前2項の措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動を制限しない。

(本調査の中間報告)

第25条 最高管理責任者は、通報等された事案に係る資金配分機関の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の中間報告を当該資金配分機関に提出するものとする。

(不正使用の疑惑への説明責任)

第26条 調査委員会の本調査において、被通報者が通報内容の疑惑を晴らそうとするときは、当該研究費が適正に使用されたことについて、具体的な根拠等を示して説明しなければならない。

2 調査委員会は、前項の説明責任の程度については、研究分野の特性または関係書類の保存状況等に応じて、判断するものとする。

(認定)

第27条 調査委員会は、前条第1項または第2項により被通報者が行う説明を受けるとともに、本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、研究費の不正使用か否かの認定を本調査開始後概ね150日以内に行う。この場合において、被通知者の研究体制、データチェックのなされ方、研究費の使用状況等さまざまな点から故意性を判断するものとする。

2 調査委員会は、前項に規定する認定に当たり、被通報者の自認を唯一の証拠として研究費の不正使用と認定することはできない。

3 調査委員会は、前2項に規定する認定において、研究費の不正使用（研究費の不適切な使用を除く、以下この項において同じ）が行われたものと認定したときは、その内容、研究費の不正使用に関与した者およびその関与の度合、研究費の不正使用と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等および当該研究における役割を認定するものとする。

4 調査委員会は、第1項および第2項に規定する認定において、研究費の不適切な使用が行われたものと認定したときは、その内容、研究費の不適切な使用に関与した者およびその関与の度合、不適切に使用された研究費の額を認定するものとする。

5 調査委員会は、前各項に規定する認定において、研究費の不正使用が行われなかったと認定した場合で、本調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。この場合において、当該認定を行うに当たっては、当該通報者に弁明の機会を与えなければならない。

6 統括管理責任者は、前各項の認定が終了したときは、直ちに最高管理責任者にその結果を報告する。

(調査結果の通知)

第28条 最高管理責任者は、前条第6項の報告を基に、調査結果を速やかに通報者および被通報者に通知するとともに、当該資金配分機関に通知する。

2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、当該資金配分機関に通知する。

(不服申立ておよび再調査)

第29条 第26条の規定により研究費の不正使用が行われたものと認定された被通報者および悪意に基づく通報をした者と認定された通報者は、前条第1項に規定する通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、統括管理責任者に対して不服申立てを行うことができる。

2 統括管理責任者は、不服申立てがあった場合は、調査委員会において、当該不服申立ての審査を行う。

3 統括管理責任者は、再調査を行う決定をした場合は、直ちに最高管理責任者に報告するとともに、当該申立者に通知し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。

4 統括管理責任者は、前項後段の場合においては、直ちに最高管理責任者に報告するとともに、当該申立者に対して当該決定を通知する。

5 統括管理責任者は、被通報者から研究費の不正使用の認定に係る不服申立てがあった

ときは、当該通報者に通知し、最高管理責任者は当該資金配分機関および関係省庁に通知する。不服申立ての却下または再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(調査資料の提出)

第30条 最高管理責任者は、本調査が継続中であっても、資金配分機関から当該事案に係る資料の提出または閲覧を求められた場合は、適正に対応しなければならない。

(調査結果の公表)

第31条 最高管理責任者は、研究費の不正使用が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。

2 最高管理責任者は、研究費の不正使用が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。

3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報の認定がされたときは、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由を公表する。

(本調査中における一時的措置)

第32条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して通報等された研究費に支出停止等必要な措置を講じることができる。

(研究費の使用中止)

第33条 最高管理責任者は、研究費の不正使用が行われたとの認定がされた場合は、研究費の不正使用への関与が認定された者に対して直ちに当該研究費の使用中止を命ずる。

(論文等の取り下げ勧告)

第34条 最高管理責任者は、被認定者に対して研究費の不正使用と認定された論文等の取り下げを勧告するとともに適正な処分を行うものとする。

(措置の解除等)

第35条 最高管理責任者は、研究費の不正使用は行われなかったと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除する。

2 最高管理責任者は、研究費等の不正使用は行われなかったと認定された場合は、当該事案において研究費の不正使用が行われなかった旨を調査関係者に対して周知する。

3 前2項に規定するもののほか、最高管理責任者は、研究費の不正使用を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置および不利益が生じないための措置を講じる。

(是正措置等)

第36条 統括管理責任者は、本調査の結果、研究費の不正使用が行われたものと認定した場合は、最高管理責任者に対して速やかに是正および再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という）を講じる必要がある旨の申出を行うものとする。

2 最高管理責任者は、前項により講じた是正措置等および前項により報告を受けた是正措置等の内容を当該通報者および当該資金配分機関に対して通知するものとする。

(処分)

第37条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究費の不正使用と認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して職員就業規則、非常勤職員就業規則、その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

2 最高管理責任者は、前項により処分を課したときは、当該資金配分機関に対して処分

内容等を通知する。

(学内監査体制)

第38条 本学における研究費の運営および管理並びに研究費の不正使用の防止等に関する監査（以下「学内監査」という）は、統括管理責任者が行う。

(学内監査の実施)

第39条 学内監査は、最高管理責任者が、無作為に抽出した補助金の経理について、毎年10月末日までに実施する。

(不正な取引を行った業者の処分)

第40条 不正な取引に関与した業者については、学校法人創志学園固定資産および物品の調達に関する細則に基づき、取引停止等の処置を講ずるものとする。

(事務)

第41条 この規程に関する事務は、事務室が処理する。

(改廃)

第42条 この規程の改廃は、教育経営会議の議を参考にして、学長が行う。

(雑則)

第43条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、統括管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月13日から施行する。

様式 1

誓 約 書

- 1 私は、環太平洋大学短期大学部 研究費の不正使用の防止等に関する規程を遵守し、統括管理責任者が行う不正防止計画の進捗管理に協力いたします。
- 2 研究活動にあっては、研究の自立性が社会からの信頼と付託の上に成り立っていることを自覚して、環太平洋大学短期大学部の関係規則等を遵守し、研究活動の不正行為を行わない、させない、黙認しない、かつ加担しない、常に正直、誠実に判断して行動することを約束します。
- 3 経費の執行にあっては、環太平洋大学短期大学部の関係書規則及び当該研究費に関し定められた助成条件や使用ルール等を遵守し、研究費を公正かつ効率的に使用し、不正使用を行わない、させない、黙認しない、かつ加担しないことを約束します。
- 4 規則等に違反して不正が行なわれた場合、並びに私の責任で大学に不利益を与えた場合は、環太平洋大学短期大学部並びに配分機関の処分及び法的な責任は私が負うことを誓約します。

平成 年 月 日

学校法人創志学園
環太平洋大学短期大学部 学長 殿

部局名 _____

職名等 _____

氏 名 _____ (自署)

誓 約 書

当社（当法人）は、環太平洋大学短期大学部との取引にあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 環太平洋大学短期大学部の規則並びに関係法令を遵守し、経費の不正使用に関与しないこと。
- 2 環太平洋大学短期大学部における学内監査、その他の調査等において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力すること。
- 3 経費の不正使用への関与が認められた場合には、取引停止を含む取引上の処分を講じられても異議がないこと。
- 4 環太平洋大学短期大学部の教職員、その他の関係者から、経費の不正使用に協力するよう依頼等があった場合には、通報窓口に連絡すること。

以上

平成 年 月 日

学校法人創志学園
環太平洋大学短期大学 学長 殿

住 所
電 話

社 名

代表者役職・氏名

⑩

環太平洋大学短期大学部 学内監査マニュアル

「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」に基づき、公的研究費の適正な運営・管理を行うため、不正使用が発生するリスクを洗い出し、不正使用防止に向けて、重要点かつ機動的な監査を実施するための手順を以下のとおり定める。

1. 監査対象研究費

監査の対象となる公的研究費は、「環太平洋大学短期大学部 公的研究費補助金取扱に関する規程」第2条第1項、第2項に定める研究費

- (1) 文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究資金等（文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金及び研究資金を含む。）
- (2) その他の公的研究費

2. 監査の実施時期

定期監査は年に1回、6月から1月までの間で実施する。

- (1) 通常監査 6月～10月
- (2) 特別監査 11月～1月

3. 監査対象および方法

(1) 通常監査

補助事業全体の概ね30%を無作為に抽出し、研究種目の各種申請書、帳簿類の突合わせ、実際の購入物品の納品状況および使用状況の確認、出張、研究補助者等の勤務実態など事実関係の確認等により実施する。

(2) 特別監査

通常監査の一部について、書類上の調査に止まらず、不正使用が発生するリスク要因に着目した監査を実施する。

- ① 研究者等の旅費の一定期間分抽出による出張（目的、内容、交通手段、宿泊場所等）に関するヒアリング
- ② 非常勤雇用者を対象とした勤務実態（勤務内容、勤務時間等）に関するヒアリング
- ③ 納品後の物品等（換金性の高い物品等）の現物確認
- ④ 研究計画に比して、予算執行が著しく遅れている研究者等へのヒアリング
- ⑤ 取引業者の納品書、請求書、報告書等との突合わせ、架空発注がないかの確認

4. 監査事項

(1) 物品費について

- ① 請求書、納品書のあて先が研究者名になっているか。
- ② 備品、図書 of 備品登録、図書登録が確認できるか。（事務室、図書館事務室にて確認）
- ③ 10万円以上の備品について相見積が付されているか。
- ④ 50万円以上の備品について3社以上の見積が付されているか。

⑤納品日付がその年度内に収まっているか。

(2)旅費について

①出張報告書と補助金支払申請書の内容により科研費であることが確認できるか。

②出張報告書と補助金支払申請書の実事が確認できる証拠書類が添付されているか。

(3)謝金について

①講師料等は源泉徴収が学校会計への振込みができているか。

②非常勤講師について、出勤表がついているか。資料整理の業務については資料データが確認できるか。また、その他についても代表者からの実績報告ができているか。

(4)ヒアリング事項（特別監査のみ）

①年度末近くの備品購入について使用の実体があるか。

②消耗品についても使用目的が述べられるか。

(5)指摘事項および公評・分析

(6)監査内容の検討・更新

5. 報告

最高管理責任者（学長）へ報告することとし、監査の実施について本学ホームページで公表する。

6. その他

法人監事と連携を強化し、公的研究費等の内部監査方法等について指導を仰ぐ。